

益田市病児保育事業業務委託仕様書

1 目的

病児保育事業（以下「事業」という。）は、病気の回復期に至らない児童及び病気の回復期にある児童に対し一時的な保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

2 業務委託の概要

- (1) 業 務 名：益田市病児保育事業運営業務委託
- (2) 実施地域：益田市全域
- (3) 実施施設
 - ①所在地：益田市乙吉町イ103番地1
 - ②名 称：益田市赤十字病院 病児保育事業所
(通称「ぞうさんのせなか」)
 - ③構 造：木造平屋建（院内保育所と隣接）
 - ④面 積：52.346㎡
(病児保育室1(9㎡)、病児保育室2(12㎡)、事務室、調乳室、トイレ等)
 - ⑤所有者：益田赤十字病院
(益田赤十字病院との契約に基づき、本市が建物等を賃借している)
 - ⑥定 員：利用定員は6名

3 業務内容

- (1) 対象児童

以下のすべてに該当する児童を対象とする。

 - ①生後2か月から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。
 - ②病気の回復期に至らず、または病気の回復期にあり安静の確保が必要であり、入院加療を必要とせず、医師が利用可能と認めた児童。
 - ③保護者が就労・傷病等により家庭での保育が困難であると認められる児童。
 - ④児童が本市に住所を有するか、または保護者が市内に勤務先を有する者。
- (2) 職員配置基準
 - ①看護師等（看護師・准看護師・保健師・助産師）：利用児童おおむね10人につき1名以上
 - ②保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上
- (3) 業務内容
 - ①病児対応業務

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の病状の急変が認められない場合において、当該児童を専用施設で一時的に保育するもの。
 - ②病後児対応業務

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を専用施設で一時的に保育するもの。

③当日キャンセル対応業務

①及び②において、利用当日のキャンセルにより職員配置に余剰が生じた場合に、当日キャンセルした家庭への連絡等を行うもの。

④感染症に罹患した児童への対応業務

①及び②において、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行うもの。

⑤利用料の徴収業務

①、②の利用に係る負担金（利用児童の保育に係る実費の一部）を徴収し、本市指定の方法により納付するもの。

⑥情報提供等業務

市内の認定こども園、保育所、幼稚園等（以下「関係機関」という。）へ現状における県内・市内の感染症流行情報及び予防策等の情報提供並びに巡回支援を行うもの。

⑦報告及び調査業務

毎月の利用状況について、翌月 10 日までに、「益田市病児保育事業実績報告書」に、日報その他の実施状況を証する書類を添えて、市長に提出するもの。

(4) 実施日及び時間

①実施日：以下を除く日とする。

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

②実施時間：午前8時から午後6時までを基本とし、事業者と協議のうえ決定する。

4 事業実施方法

(1) 事前登録

事業者は、「益田市病児保育事業事前登録申請書」により、利用者から年度ごとに利用登録を受けるものとする。

ただし、緊急かつやむを得ない理由があると市長が認めた場合に限り、口頭による申請を受け付けることができるものとし、その場合には、後日改めて当該申請書の提出を求めるものとする。

(2) 利用申込

事業者は、利用希望者から、原則として利用日までに「益田市病児保育事業利用申込書」及び医師が記入した「益田市病児保育事業情報提供書」を提出させるものとする。この場合、医師による情報提供書の作成にかかる費用は、利用希望者の負担とする。

(3) 受入れ

保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票及び「益田市病児保育事業情報提供書」により症状を確認し、保護者と協議のうえ、受入れの決定を行い、保育を実施する。

5 事業者の責務

事業者は、以下の事項を遵守し、適切に病児保育事業を実施すること。

- (1) 利用児童のかかりつけ医師等と密接に連携をとること。
- (2) 日常の医療面での指導助言や、保育中に利用児童の容態が急変した場合の対応等について

て、日頃から指導医と連携等を図ること。

- (3) 利用児童の体温その他の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静が保てるよう配慮すること。
- (4) 利用児童の健康状態に応じた給食及びおやつの提供を行うこと。
- (5) 他の利用児童等への感染防止に配慮すること。
- (6) 事業者は、保育中に事故が生じた場合には、速やかに市へ報告すること。
- (7) 実施場所に関係帳簿類を備え、業務の実施状況を常に明確にしておくこと。
- (8) 個人情報の取扱いに十分に注意すること。
- (9) 施設内の清掃・消毒を徹底し、感染症対策に基づいた衛生管理マニュアルに沿って衛生的な環境を維持すること。
- (10) 事業者は、責任者を配置することとし、責任者は、業務の適正な管理を行うこと。
- (11) 事業の実施に当たり、必要に応じて利用児童及び職員等を対象とした傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。
- (12) 職員に対し、衛生管理及び感染症予防に関する教育・研修を定期的を実施し、衛生管理体制の継続的な向上を図ること。
- (13) 地震・火災等の災害や、利用児童の急変等の緊急事態に備えた対応マニュアルを整備し、職員が適切に対応できる体制を構築しておくこと。
- (14) 苦情や問い合わせに対する対応体制を整えておくこと。
- (15) 不適切な保育の未然防止や事案に応じた適切な対応を図る体制を整えておくこと。
- (16) 事業者は、本事業の経費に係る経理を他の会計と区分し、明確にしておくこと。

6 その他

- (1) 本事業における実施要件及び留意事項は、業務実施年度における最新の「病児保育事業実施要綱」（こども家庭庁生育局長）に準ずるものとする。
- (2) 本市は、事業者の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があった時は、契約を解除することができる。なお、契約解除に伴う損害に対する補償は、本市と事業者により決定するものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と事業者とで協議のうえ、決定するものとする。

